

## 教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和元年6月4日
開会時刻	午後2時14分
閉会時刻	午後2時29分
出席委員名	◎浜口和久    ○辻 孝記    宮崎 誠    久保 真
	楠木宏彦    福井輝夫    藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	野崎隆太
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 災害援護資金の貸付利率等の改正について
	2 行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について
	3 伊勢市立神社幼稚園の令和2年度入園児募集の停止について 《報告案件》
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、 教育総務課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、福祉総務課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長、企画調整課副参事
	その他関係参与

## **協議経過**

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「災害援護資金の貸付利率等の改正について」外2件を協議した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時14分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、「災害援護資金の貸付利率等の改正について」、「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」及び報告案件として、「伊勢市立神社幼稚園の令和2年度入園児募集の停止について」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【災害援護資金の貸付利率等の改正について】**

### ◎浜口和久委員長

それでは、「災害援護資金の貸付利率等の改正について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

### ●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、「災害援護資金の貸付利率等の改正について」の外、報告案件も含めまして、全部で3件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして、所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

### ◎浜口和久委員長

福祉総務課長。

### ●大桑福祉総務課長

それでは、災害援護資金の貸付利率等の改正につきまして、御説明申し上げます。資料1をごらんください。

災害援護資金の貸付利率につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令が改正されたことにより、市町村の判断に基づき条例で定めることが可能となりましたので、資料に記載のとおり、貸付利率及び償還方法について改正を行いたいと考えております。

まず、「1 貸付利率」でございますが、現行は年3%のところ、改正後は年1%とし、保証人を立てる場合は無利子としたいと考えております。理由としましては、本制度の創設ときに、公的な貸付資金のうち、最も金利の低かった世帯更生資金貸付制度を参考に3%とした経緯がございます。こうした経緯を踏まえ、現在の公的な貸付資金のうち、最も金利の低い母子寡婦福祉資金制度の利率を参考に1%とし、保証人を立てる場合は無利子とするものでございます。

次に、「2 償還方法」でございますが、現行は年賦償還のみでございますが、法改正により月賦償還が追加されましたので、月賦償還も選択できるように改正したいと考えております。理由としましては、年賦償還では一度に多額の返済金を用意しなければなりません。月賦償還を加えることにより、返済負担の軽減が見込めるためであります。

次に、参考といたしまして、東日本大震災時の特例でございます。東日本大震災時におきましては、貸付利率が年3%のところ、年1.5%とし、保証人を立てる場合は無利子とされました。今回の法改正に伴いまして、各自治体は貸付利率の改正を行っておりますが、この東日本大震災時の特例を参考にする自治体が多くございます。本市としましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、本制度創設時の主旨に基づいた改正を行いたいと考えております。なお、今回の貸付利率等の改正にあたり、6月市議会定例会に災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について提案したいと考えております。

以上、災害援護資金の貸付利率等の改正につきまして、御説明申し上げます。御協議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について】

◎浜口和久委員長

次に、「行財政改革プラン取組項目の平成30年度実施結果について」を御協議願います。当局から説明をお願いいたします。

企画調整課副参事。

●奥野企画調整課副参事

それでは、行財政改革プランに基づく取組項目の平成30年度の実施結果について、御手元の資料2に基づき、御説明申し上げます。

表紙をお開きいただき、1 ページ及び2 ページをごらんください。

1 ページには昨年度策定した行財政改革プランの概要を、2 ページには行財政改革の取り組みのイメージ図を改めてお示ししております。

次に、3 ページ及び4 ページをお開きください。行財政改革プランに基づく取り組み一覧表でございまして、各常任委員協議会の所管がわかるように記載してございます。

4 ページを御覧ください。上から3 行目の行財政改革推進事業につきましては、ただいま御報告しております行財政改革プランに基づく取り組み項目の進捗を成果指標としており、重複をいたしますので項目からは削除しております。

また、取り組み方針の⑩歳入確保のうち、1 行目、危機管理課の避難対策事業につきましては、防災マップの改訂のタイミングで企業広告を掲載しようという取り組みでございまして、3 行目の企画調整課における全庁的な取り組みである広告事業へ統合しております。その下の図書館運営経費【図書館管理】、ネーミングライツ推進事業（スポーツ施設）につきましても、全庁的なネーミングライツ導入に向けての取り組みの一部でございまして、同様に、企画調整課のネーミングライツの導入へ統合しております。全体としましては、新規の取り組み項目を含め、56 項目に取り組んでおります。

教育民生委員協議会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただいた 30 項目でございまして、完了した取り組みが1 項目、新規に取り組んでいくものが6 項目となっておりますので、これらのうち、主な項目を順に御説明申し上げます。

その前に、恐れ入りますが5 ページをごらんいただきたいと思います。進捗管理シートの見方として、記載例をお示ししております。前回御報告した様式を見直し、取り組みの進捗状況を確認するため、毎年度の実績値、実施内容を記載することといたしました。なお、本資料中アンダーラインのある項目については、表記の内容を含め、前回御報告した内容から変更をしているものでございます。

それでは、9 ページをごらんください。上段のナンバー③の9 市立保育所特別保育事業【一時保育】は、当初取り組みを保留としていましたが、新規項目として取り組んでいるものでございます。平成 30 年度は、一時保育利用申し込み後のキャンセルの手続きを省略化するための見直しを行いました。なお、見直し後の手続きについては、今年度の申し込みから適用をしています。

次に、13 ページをごらんください。上段のナンバー⑤の9 成年後見サポートセンター運営事業を、今年度からの新規取り組み項目として追加させていただきました。これは、今年度の当初予算にも新規事業として計上しておりますが、成年後見制度の利用促進及び中核機関の一角を担う機関として、成年後見サポートセンターを民間委託にて設置運営します。民間活力を効果的に活用することで、効率的に質の高いサービスを提供しようとするものでございます。

次に、18 ページをごらんください。中段のナンバー⑦の7 青少年健全育成推進事業でございまして、これまで定住自立圏内の研修会については、伊勢市で開催していましたが、平成 30 年度はこれを見直すこととしました。実施結果としましては、7 市町で協議した結果、独自性を発揮できるよう支部役員の任期に合わせ、2 年ごとに持ち回り開催することとし、平成 30 年 12 月には玉城町が研修会を開催しました。本市の業務量削減の効果に加え、各市町の特色を活かした研修会の内容充実も期待できるものと考えております。

次に、29 ページをごらんください。下段の行財政改革の取り組みを保留する事務事業の状況について、御説明申し上げます。年度当初において、分析・調査等が必要なことから取り組みを保留としたものについて、平成 30 年度に分析・調整等を行った結果、148 件のうち、3 件を行財政改革プランに基づく取り組みとし、45 件については、日常的な業務改善として進めていくものとししました。平成 30 年度末に取り組みを保留としている 100 件につきましては、今年度も引き続き、分析・調査等を行ってまいります。

以上が、行財政改革プランに基づく取り組み項目の平成 30 年度実施結果でございます。

なお、この実施結果につきましては、5 月 7 日に開催されました行政改革推進委員会に報告させていただいたところ、「今後も種々工夫され取り組まれたい」という御意見や「取り組みによる効果について、質の改革であれば、どのように向上したのか、量の改革であれば、どのように変化したのかを明確にすべき」という御意見を頂戴しており、委員の意見は担当課へ伝え、成果指標を変更するなど、今後の取り組みにおいて対応することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市立神社幼稚園の令和 2 年度入園児募集の停止について】

◎浜口和久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市立神社幼稚園の令和 2 年度入園児募集の停止について」、当局から報告をお願いいたします。

教育総務課副参事。

●前村教育総務課副参事

それでは、「伊勢市立神社幼稚園の令和 2 年度入園児募集の停止について」、御報告いたします。資料 3 を御高覧ください。今年度の神社幼稚園の園児数が 15 名を切り、12 名となりましたので、次年度の入園児募集を停止いたします。また、平成 26 年に策定されました、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画において、集団の最低人数 15 名を下回った幼稚園については、整理することとしておりますので、今年度に入園をされた園児が卒園をします令和 2 年度末をもって休園といたします。

以上、神社幼稚園の令和 2 年度入園児募集の停止について御報告申し上げます。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

現在、在園している子供達が卒園すると、もうこれは解消されてしまうことになるので  
すね。

◎浜口和久委員長

教育総務課副参事。

●前村教育総務課副参事

はい、本年入園をしました園児が卒園をします来年度末をもって、休園ということにさ  
せていただきます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうしますと、この地域の保育あるいは幼児の教育の需要については、少ないながらも  
引き続きあると思うんですが、そういう部分についてどのように探訪していくんでしょ  
うか。

◎浜口和久委員長

教育総務課副参事。

●前村教育総務課副参事

こちらの地域につきましては、まず公立幼稚園につきましては、市内にはほかに2園幼  
稚園がございます。それから私立につきましても、園バスを持っている幼稚園さんがこの  
地域のほうも回っていただいておりますので、そちらの幼稚  
園のほうで幼児教育のほうを受けていただくということが可能かというふうに考えており  
ます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時29分